

広島県告示第九百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県備北地域事務所建設局庄原支局において、平成二十一年一月五日までの間、縦覧に供する。

平成二十年十二月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

新市三次線

三 道路の区域

区 間		新旧の別		敷地の幅員 (メートル)		延長 (メートル)		備考
新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	
庄原市口和町宮内字紙谷八七〇番地先から 庄原市口和町宮内字紙谷八七〇番地先まで		八・〇〇〇 六・〇〇〇	七・〇〇〇 三・〇〇〇	五・〇〇〇 六・〇〇〇	三・四〇〇 五・四〇〇	一七・〇〇	一七・〇〇	拡張
庄原市口和町宮内字紙谷八九七番一 地先から 庄原市口和町宮内字紙谷八九六番一 地先まで		八・〇〇〇 六・〇〇〇	七・〇〇〇 三・〇〇〇	五・〇〇〇 六・〇〇〇	三・四〇〇 五・四〇〇	一七・〇〇	一七・〇〇	拡張
庄原市口和町宮内字紙谷九一八番一 地先から 庄原市口和町宮内字紙谷九一〇番一 地先まで		四・〇〇〇 六・八〇〇	三・五〇〇 〇・〇〇〇	四・〇〇〇 六・八〇〇	一・五・四〇〇	一一五・四〇〇	一一五・四〇〇	拡張

庄原市口和町宮内字紙谷八六一番一地先から
庄原市口和町宮内字八国山二五八番二地先ま
で

新	旧
九・五 六・〇 〇〇〇 一	七・四 六・四 〇〇〇 〇
六六・〇〇	六六・〇〇
拡幅	